

## G 7 広島首脳コミュニケ（骨子）

### 前文

- 我々は、次に掲げる具体的な措置を講じている。
  - ロシアの違法な侵略戦争に直面する中で、必要とされる限りウクライナを支援する。
  - 全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界という究極の目標に向けて、軍縮・不拡散の取組を強化する。
  - デカップリングではなく、多様化、パートナーシップの深化及びデリスキングに基づく経済的強靱性及び経済安全保障への我々のアプローチにおいて協調する。
  - 将来のクリーン・エネルギー経済への移行を推進する。
- 我々は、次のとおり協働し、また他の主体と共に取り組む。
  - 自由で開かれたインド太平洋を支持する。
  - 強固で強靱な世界経済の回復を促進し、金融安定を維持し、雇用と持続可能な成長を促進する。
  - 持続可能な開発目標（SDGs）の達成を加速させる。
  - アフリカ諸国とのパートナーシップを強化し、多国間フォーラムにおいてアフリカがより代表されるように支援する。
- 我々は、次のとおり国際的な原則と共通の価値を擁護する。
  - 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、強化する。
  - 世界のいかなる場所においても、力又は威圧により、平穩に確立された領域の状況を変更しようとするいかなる一方的な試みにも強く反対する。
- 誰一人取り残さず、人間中心で、包摂的で、強靱な世界を実現するために、国際パートナーと協働していく。その精神から、豪州、ブラジル、コモロ、クック諸島、インド、インドネシア、韓国、ベトナムの参加を歓迎した。

### ウクライナ

- ロシアによるウクライナ侵略を可能な限り最も強い言葉で非難する。
- 包括的で、公正かつ永続的な平和をもたらすために必要とされる限りの我々の揺るぎないウクライナへの支持を再確認する。
- 「ウクライナに関するG 7首脳声明」を発出し、ウクライナに対する支援を強化し、ロシアに対するコストを増大させ、世界の、とりわけ最も脆弱な人々に対する戦争の負の影響に対抗し続けることにコミットする。

### 軍縮・不拡散

- 「核軍縮に関するG 7首脳広島ビジョン」と共に、核兵器のない世界の実

現に向けたコミットメントを表明する。

- 核兵器不拡散条約（NPT）は、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎である。
- 生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約の普遍化、効果的な履行、及び強化に引き続きコミットしている。
- 急速な技術開発に対応した形で、効果的かつ責任ある輸出管理を強化する措置を歓迎する。

### インド太平洋

- 自由で開かれたインド太平洋の重要性を改めて表明する。
- ASEANの中心性・一体性に対する揺るぎない支持及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に沿った協力を促進するとのコミットメントを再確認する。
- 太平洋島嶼国とのパートナーシップを再確認する。

### 世界経済・金融・持続可能な開発

- 世界経済の見通しについて不確実性が高まる中、引き続き警戒し、マクロ経済政策において機動的かつ柔軟である必要がある。
- インフレ率は引き続き高く、中央銀行は物価の安定を達成することに引き続き強くコミットしている。財政について中期的な持続可能性を確保しつつ、財政政策は、引き続き、適切な場合には、脆弱なグループに対して一時的なかつ的を絞った支援を提供し、グリーン及びデジタル・トランスフォーメーションに必要な投資を促進すべき。供給サイドの改革の重要性を強調する。
- 金融セクターの動向を引き続き注意深く監視し、金融安定及びグローバルな金融システムの強靱性を維持するために適切な行動を取る用意がある。
- 国際課税の二つの柱の解決策の迅速かつグローバルな実施に向けた強い政治的コミットメントを再び強調する。
- SDGsにおいて主導的役割を果たすことを決意し、新しい時代における人間の安全保障の概念を促進する。
- 低所得国の債務に関し、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）を越えた債務措置に係る共通枠組」の実施を改善するためのG20の取組を完全に支持する。フランス、インド、日本の共同議長の下、スリランカのための債権国会合が立ち上げられたことを歓迎し、中所得国の債務問題に対処するための将来の成功モデルとして、迅速な解決を期待する。
- 国際開発金融機関（MDBs）及び開発金融機関（DFIs）が、MDB改革の実施を通じたものを含め、民間資金を活用する能力を高めるための取組を加速させることを奨励する。
- グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の下、世界のイ

ンフラ投資において2027年までに6,000億米ドルを動員すべく協働することを再確認し、「G7PGIIに関するファクトシート」を歓迎する。

- 透明で公正な開発金融を促進し、既存の原則の実施におけるギャップに対処するために協働する決意を共有した。全ての関係者が、国際ルール、スタンダード及び原則を遵守することを求める。
- 悪化する人道危機に対処するため、今年、計210億米ドル以上を供与することにコミットする。
- 仙台防災枠組2015-2030に沿って、国際防災協力を加速する。

## 気候

- 2030年国が決定する貢献（NDC）目標又は長期低温室効果ガス（GHG）排出発展戦略（LTS）が摂氏1.5度の道筋及び遅くとも2050年までのネット・ゼロ目標に整合していない全ての締約国、特に主要経済国に対し、可及的速やかに、かつ国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）より十分に先立って2030年NDC目標を再検討及び強化し、LTSを公表又は更新し、遅くとも2050年までのネット・ゼロ目標にコミットするよう求める。
- 国の状況を考慮して、多様かつ現実的な道筋を通じた移行を支援することを含め、排出削減を加速するために、開発途上国及び新興国に関与する。
- 2035年までにG7の保有車両からのCO2排出を少なくとも2000年比で共同で50%削減し、また、その進捗を年単位で追跡する可能性に留意する。
- 2020年から2025年にかけて年間1,000億米ドルの気候資金を合同で動員するというコミットメントを再確認する。
- クリーン技術や活動の更なる実施及び開発に焦点を当てた民間資金を含む資金を動員することの重要性を強調する。
- トランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有することを強調する。

## 環境

- 経済・社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換することにコミットする。
- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認し、開発途上国への支援などを含む更なる行動を取る。
- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に関する国際文書の迅速な発効と実施を呼びかける。
- 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている。

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）の採択を歓迎し、その迅速かつ完全な実施と各ゴール及びターゲットの達成にコミットする。
- 持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする。

## エネルギー

- エネルギー安全保障、気候危機及び地政学的リスクに一体的に取り組むことにコミットする。
- 各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、これらの道筋が遅くとも2050年までにネット・ゼロという共通目標につながることを強調する。
- 再生可能エネルギーの世界的な導入拡大及びコスト引下げに貢献する。
- 排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設終了に向けて取り組んでいく。排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所のプロジェクトを世界全体で可及的速やかに終了することを他国に呼びかけ、協働する。
- 遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動を取ることを呼びかける。
- ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。
- 福島第一原発の廃炉作業の着実な進展と日本の透明性のある取組を歓迎する。ALPS処理水の放出に関する国際原子力機関（IAEA）の独立したレビューを支持する。

## クリーン・エネルギー経済

- 安全で強靱な、廉価で持続可能なクリーン・エネルギーのサプライチェーンを追求することを決意する。「クリーン・エネルギー経済行動計画」に示された具体的な行動を通じて、引き続き国際的なパートナーと協力して取り組んでいく。

## 経済的強靱性・経済安全保障

- 構造的な脆弱性から保護するため、グローバルな経済的強靱性及び経済安全保障を強化する経済政策を推進していく。「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」を採択する。
- 重要鉱物に関して、市場の混乱等の緊急事態に対する備えと強靱性を強化し、そのような混乱に共同で対処する方法を検討することにコミットする。WTOルールや堅固な環境、社会、ガバナンス（ESG）基準に基づいた、持続可能で強靱なサプライチェーンを確立する必要性を改めて表明する。

## 貿易

- 自由で公正な貿易に対する我々のコミットメントの下、連帯する。
- 第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果を踏まえ、MC13を成功させることを見据え、WTO改革に向けて取り組むことの重要性を強調する。
- 非市場的政策及び慣行に関する共通の懸念を再確認する。公平な競争条件を確保するための我々の取組を更に強化する。
- 悪意ある者による重要・新興技術の悪用や研究活動を通じた重要・新興技術の不適切な移転に対処するため、輸出管理に関する協力の重要性を確認する。

## 食料安全保障

- 喫緊の食料関連の問題に対処し、食料安全保障を強化する努力を継続することにコミットしている。
- 市場の透明性と中立・公平なデータ及び分析に裏付けられた正確な情報の必要性を強調し、G20農業市場情報システム（AMIS）及びこれに関する国際機関による様々な取組の強化にコミットする。
- 「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」に示された具体的な措置をパートナー国と共に取り組むことにコミットする。

## 保健

- 「パンデミック条約」作成交渉等の国際規範設定への貢献等を含むグローバルヘルス・アーキテクチャーの発展・強化への強いコミットメントを新たに示す。サージ・ファイナンスの枠組を検討することにコミットする。
- 2030年までにユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成することの重要性を強調する。UHC達成に向けた貢献として、G7として官民合わせて480億米ドル以上の資金貢献を強調する。国際保健へのインパクト投資を奨励する「グローバルヘルスのためのトリプルI」やG7の具体的な行動を示した「G7 UHCグローバルプラン」を承認する。
- パンデミックや薬剤耐性（AMR）等への対応のための研究開発促進など、ヘルス・イノベーションを一層推進する。感染症危機対応医薬品等（MCM）への公平なアクセスを強化するため、「MCMへの公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」を発表し、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ（MCDP）」を立ち上げる。

## 労働

- 人への投資の重要性を強調する。リスクリングやアップスキリングは、人への投資であり、コストと見なすべきではない。持続可能な成長と実質賃金の上昇、ひいては更なる人への投資に寄与する、労働者のウェル・ビー

イングと社会経済の活力の好循環の実現に向けた取組にコミットする。

### 教育

- 包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けた前進にコミットし、全ての人の生涯学習の機会を促進する。
- より公平かつ効率的な人への投資を拡大する必要性を改めて表明する。

### デジタル

- 生成人工知能（A I）に係る議論を年内に行うため、「広島A Iプロセス」を立ち上げるよう関係閣僚に指示する。また、メタバース等の没入型技術への共通のアプローチを検討するよう関係閣僚に指示する。
- 「信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）」具体化に向けたパートナーシップの設立を承認する。

### 科学技術

- 国際的な人材の移動と循環を促進するとともに、国際的な共同研究を推進する。
- 宇宙空間の安全かつ持続可能な利用の促進やスペースデブリ問題への対処の重要性を表明し、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験の不実施にコミットする。

### ジェンダー

- 女性及び女兒、L G B T Q I A +の人々の完全かつ平等で意義ある参加の確保等に向け、社会のあらゆる層と共に協同していくことに努める。
- ジェンダー平等アドバイザー評議会（G E A C）の活動を歓迎する。
- 防災への適用を含む「女性・平和・安全保障（W P S）」の推進にコミットする。
- 「G 7ファクトシート：ネクサス・アプローチを通じたジェンダー主流化の促進」を歓迎する。

### 人権、難民、移住及び民主主義

- 人権侵害に対してしっかりと声を上げると同時に、対話と協力を通じて、人権を守り促進しようとする国々及び市民社会団体の声に耳を傾け、これを支援することにコミットする。
- 難民の保護等へのコミットメントを再確認する。非正規かつしばしば非常に危険を伴う移住の防止にコミットしている。
- 偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護するというコミットメントを再確認する。

## テロ、組織犯罪、腐敗等

- テロリズム、暴力的過激主義、国際組織犯罪等に対し、国際社会と協力して取り組むコミットメントを改めて表明する。
- 法務・司法分野における連携及び協力を強化し、腐敗対策のためにより強力で統一されたアプローチを追求する。

## 地域情勢

- G7のパートナーとして、それぞれの中国との関係を支える以下の要素について結束する。
  - 率直に関与し、我々の懸念を直接表明することの重要性を認識しつつ、建設的かつ安定的な関係を構築する用意がある。グローバルな課題や、共通の関心分野において、協力する必要がある。
  - デカップリング又は内向き志向にはならない。経済的強靱性にはデリスキング及び多様化が必要であることを認識する。重要なサプライチェーンにおける過度の依存を低減する。
  - 中国との持続可能な経済関係を可能にし、国際貿易体制を強化するため、労働者・企業のための公平な競争条件を求める。中国の非市場的政策・慣行がもたらす課題に対処することを追求する。経済的威圧への強靱性を促進する。
  - 東シナ海及び南シナ海における状況について深刻に懸念している。力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対する。
  - 台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認する。兩岸問題の平和的解決を促す。
  - チベットや新疆ウイグルにおけるものを含め、中国の人権状況に懸念を表明し続ける。香港におけるコミットメントの遵守を求める。
  - 外交関係に関するウィーン条約・領事関係に関するウィーン条約に従い行動し、干渉行為を実施しないよう求める。
  - 中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止するよう圧力をかけることを求める。ウクライナとの直接対話等を通じて、国連憲章の原則及び目的に基づく、包括的、公正かつ永続的な平和を支持するよう促す。
- 北朝鮮による不法な弾道ミサイル発射を強く非難する。核兵器等の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄という目標への揺るぎないコミットメントを改めて表明する。拉致問題を即時に解決するよう求める。
- イランが決して核兵器を開発してはならないとの明確な決意を改めて表明する。イランによる組織的な人権侵害に対する深い懸念を改めて表明する。イランは、ロシアのウクライナ侵略への支援を止めなければならない。

- スーダン国軍と即応支援部隊との間の進行中の戦闘を強く非難する。当事者に対し、敵対行為の即時終了、文民主導の民主的な政府への復帰、安全確保を求める。

(了)